

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	赤桐敦
論文題目	清末中国における民衆教育のための新文字の展開 —言語教育政策の観点からみたリテラシー教育の起源—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、言語教育政策研究の観点から、「教会方言ローマ字」(1852)、「切音字」(1892)、「官話合声字母」(1901)などの新文字案を考察し、清末期の中国における、民衆に対する言語教育の展開を解明するものである。</p> <p>第1章は、先行研究の検討を行い、本論文の枠組みを提示する。新文字案とは19世紀中葉から20世紀初頭にかけてさまざまに作成された、簡易な音声表記案を指すもので、これは民衆の話語を用いて、実用的な新知識を教授するために作成され、数週間で読み書きを習得できるとの特徴があった。しかし、先行研究はこのような特徴を十分に評価していない。そこで、本論文では、民衆教育のための新文字の教授を識字(リテラシー)教育と命名し、漢字文化を教える識字(漢字)教育と区別し、その起源と展開を解明する。この背景には、言語教育の対象を読書人階層から民衆へと拡張することで、民衆を近代社会の担い手として教育しようとする、新たな言語教育観が存在していた。</p> <p>第2章は、識字(リテラシー)教育の起源として、1850年代に廈門のプロテスタント宣教師が行った教会方言ローマ字による文字教育を提示している。ここではTalmage(1819-1892)らの宣教師が確信した、「すべての人に、教育とそのための言語を与えなければならない」との普遍的人間観に基づき、書記言語を持たない民衆のために、方言ローマ字による文字教育を実践したことを検討している。</p> <p>第3章は、新文字を用いた識字(リテラシー)教育の重要性を、1890年代に中国国内で広く認識された過程を通じて調査し、解明している。教会ローマ字の効用を知る盧巖章(1854-1928)は1892年に切音字を作成し、日清戦争直後の1895年に『万国公報』の論壇で民衆教育の重要性を訴えた。そして、これに追随した梁啓超(1873-1929)らとの間に議論が生じ、新たな言語教育観が改革派の知識人の間で広く知られることとなった。</p> <p>第4章は、1900年代における識字(リテラシー)教育の展開を王照(1859-1933)の『重刊官話合声字母序例及関係論説』(1906)をもとに考究する。1898年、梁啓超とともに日本に亡命した王照は、日本における仮名文字を用いた初等教育の手法に倣い、官話合声字母を活用した新文字を作成した。また、1902年に日本を視察した呉汝綸(1840-1903)も、日本の民衆教育の成功が、仮名文字にあると考え、中国でも官話合声字母を採用するよう、朝廷に建言した。</p>			

第5章は、視点を読書人階層に移し、清朝による初等教育における識字（漢字）教育の構想を論じている。読書人階層は、初等教育において国文（漢文）を教授するため、日本から近代的な識字（漢字）教育の手法を取り入れ、国文教科書を完成させた。これを受けて学部は、この教材をもとに漢字文化を保持するための識字（漢字）教育を実施し、これと同時に初等教育における新文字の使用を禁じた。

第6章は識字（リテラシー）教育の展開に視点を戻し、清朝が打倒される直前の1911年に、新文字が「音標」として採用された経緯を考察する。官話合声字母の効用を熟知する勞乃宣（1843-1921）は、1908年に北京の憲政編查館に転じた後、民衆の識字率を高めるために、新文字を採用するよう清朝において学校行政を司る学部に訴えた。立憲君主制を実現し、清を国民国家に移行するためには、民衆の識字率を高めることが急務であった。この訴えに対し、学部は沈黙し続けたため、勞乃宣は、資政院において、新文字の採用を議決させ、新文字の採用を学部に迫った。

第7章は、中華民国成立後の1913年に開催された読音統一会を考察し、読音符号として議決された「注音字母」が、新文字を用いた識字（リテラシー）教育とは全く異なる言語教育観に立つものであったことを主張する。注音字母は、漢字と官音（正音）による国語（中国語）統一を目指す読書人階層によって提案され、複雑で厳密な符号によって、教育言語を規範化しようとするものであった。この注音字母の採用によって、官話合声字母をはじめとする新文字案はすべて廃案となった。

第8章は、本論文の結論として、新文字の意義を再評価する。新文字は、空白となっていた社会下層の民衆に対する教育言語を整備する役割を持ち、新しい知識を教授し、伝統社会を近代社会へと転換する可能性を内包していた。新文字の起源は、1850年代の宣教師の活動に遡るもので、1890年代に中国人の間でその重要性が認識されると、1900年代には一つの思潮として展開した。しかしながら、読書人階層は、新文字が伝統的な漢字文化を破壊することを危惧し、初等教育への採用に反対し続けた。言語教育政策において、漢字と官音（正音）による国語（中国語）統一を優先させたことは、民衆教育を後退させることになったと、本論文は結論付けている。

(続紙 2 )

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、清朝末期の中国における民衆に対するリテラシー教育を言語教育政策研究の観点から考察し、新文字と呼ばれる簡易な文字の役割を解明している。これまで近代の国民国家は、一国家、一民族、一言語の神話を基盤として形成され、言語整備をすすめながら学校教育を通じた国語による国民の創出を計ってきた。しかし中国において近代国家は必ずしもこのような過程を経て構築されることはなかった。書記言語を独占する読書人とそれを所持しない民衆とは乖離していたため、民衆のリテラシーを高めるためにさまざまな文字が考案された。本論文は従来の研究では必ずしも主流とは見なされなかった文字問題に焦点を当て、さまざまな史料に基づきリテラシー教育という観点からこの課題を通時的に分析し、その発展と変容を系統的に解明した労作であり、新文字の意義の解明に成功している。

近現代中国の言語教育政策研究に関して、日本でもすでに相当数の研究が蓄積されているが、その多くが国家語としての「国語」の観点から、漢字を書記言語とする中国語の変遷に関心を持つ。これに対し、本論文は新文字に注目し、国語の概念が中国に導入される以前に、近代的リテラシー教育が実施されていたことを実証するもので、この分野に新たな視点を拓いている。

まず、第2章、第3章では、国語の概念が中国で認識される以前に導入された近代的リテラシー教育を解明する。アヘン戦争後に中国に上陸したプロテスタント宣教師は民衆への啓蒙を狙ったが、その手法は明朝期に宣教を行い、中国を高度な文明国家と捉えたカトリック宣教師とは大きく異なっていた。プロテスタント宣教師は、文理と呼ばれる漢字文化の研究と並行して、聖書を現地の話語に翻訳し、宣教に必要な語彙と文法を整備した。民衆の話語を教育言語とする発想は、伝統的読書人にとって予期せぬものであったが、キリスト教を信奉する盧翹章によってこれは知識人に広く紹介され、この教育観は日清戦争後の変法運動において、梁啓超らの有力な改革派知識人により、さらに広く共有されることとなる。

次に、第4章は、1900年代前半の清朝による学校制度の導入と、日本の初等教育との関係に着目し、王照の官話合声字母を巡る呉汝綸らの議論を分析し、日本の仮名文字を用いたリテラシー教育の中国への影響を強調する。清朝中国の科挙制度において識字教育は私教育に属することであり、朝廷は科挙合格後の富貴を説いて教育を奨励しても、識字教育の実施や経費に責任を持たなかった。そこで王照は、仮名文字を用いる日本の初等教育の経験を参照のうえ官話合声字母を作成した。また呉汝綸は公教育の実施にあたり、官話合声字母の使用が最も効果的で、時間と費用を節減できると考えた。中華民国期になると、統一国家形成のため国語による国民の愛国心の涵養が繰り返し訴えられたものの、清末期において、帝国としての清朝の支配は自明であり、短期間に民衆への知識教育を実現し、帝国を強国として再興させることが急務であると開明的な官僚は考えた。

第6章、第7章は、新文字案の支持者と保守的な読書人階層との対立の経緯を考察する。清朝において学校行政を司る学部は全国で公教育を実施したが、その内実は伝統的な文人教育を継承したもので、その目的は高雅な文語の習得であり、学堂に通う資力のない民衆は教育の埒外に置かれた。新文字案の支持者は、これによって民衆教育を一挙に拡大できると主張し続けたが、文人官僚はこれを許さなかった。本論文は識字教材を分析し、『教育官報』や『政治官報』などの史料を参照し、この緊張関係を実証的に描出している。

最後に第7章では、中華民国期に開催された読音統一会における論争を検討し、肯定的に評価されている読音符号の制定が、実際には民衆に対するリテラシー教育を後退させたことを検証している。愛国心を涵養するための厳格な漢字教育は、理念としては崇高でも、政策としては実効性に乏しいものであった。

本論文はこのように、清朝末期に民衆を対象とする近代的リテラシー教育の展開を究明し、日本からもリテラシー教育が中国に持ち込まれたことを証明した。しかしながら本論文は、通時的な観点から1910年代から1950年代までのリテラシー教育の進展に関しては先行研究の成果を大きく超えるものではないこと、また共時的な観点から、日本をはじめとする、漢字圏の国や地域に関する考察が十分ではないことを指摘できる。

また、読書人階層と民衆との使用言語の差異の詳細など、いくつかの研究上の課題が残されている。とはいえ、これらの指摘は本論文の価値を貶めるものではない。

よって、本論文は博士(人間・環境学)の学位論文として価値あるものと認める。また、令和3年2月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に関しては、当分の間、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降